



Title	近世末期スペインにおける共同体の権利意識：革命のなかの革命
Author(s)	中本, 香
Citation	Estudios Hispánicos. 2019, 43, p. 101-129
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/98043">https://hdl.handle.net/11094/98043</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 近世末期スペインにおける共同体の権利意識

## ——革命のなかの革命——

中 本 香

本稿で取り上げる事象は、19世紀初頭のイスパニア王国の領土で同時発生した2つの革命（イベリア半島においては、事実上初の国民議会を招集し国民主権を盛り込む憲法を公布するにいたった自由主義革命、インディアスと呼ばれたアメリカの諸地域では、王政から離反して複数の共和制国家を成立させた独立革命を指す）であるが、これらを扱う主たる目的は、革命思想が普及したプロセスの再現や、革命前後の国家・社会の変容、すなわち政治的近代化を強調することではない。

カディス議会とその立法事業にフランス革命と同様の革命的性格を認め、ここに後のブルジョワ革命の契機を見出すミゲル・アルトラの指摘は否定されないとしても、同議会の成果に自由主義的理念の結実のみを看取することは、モデスト・ラフエンテに代表される19世紀中葉の稳健的自由主義者の歴史観を色濃く反映したものであり、「スペイン独立戦争」に対する「祖国防衛をかけたスペイン国民 (*la Nación española*) の一体的戦い」という解釈と合わせて、その修正を迫られている<sup>2</sup>。

また、アメリカ諸地域の独立革命に対しても、北米の前例やフランス革命との直接的連関性、すなわち自然権や社会契約の理論が及ぼした影響が強調される傾向にあったが、ハビエル・グラによれば、少なくともフランス革命とイスパノアメリカ諸国の独立革命との間の「親子関係 *la filiación*」は、19世紀後半から20世紀初頭のラテンアメリカ歴史学が意図的に定着させたも

- 
- 1 本稿で言及する「アメリカ」は、近世を通してイスパニア王政に属し、19世紀初頭以降独立を果たすアメリカの諸地域を指す。
  - 2 カディス議会に関する研究史については、Flaquer Montequi, Rafael, ““Las Cortes de Cádiz” diez años después: historiografía y balance”, en Artola, Miguel (ed.), *Las Cortes de Cádiz*, Madrid, 2003, pp.249-272, を参照した。また、19世紀中葉の稳健的自由主義者の歴史観については、Kamen, Henry, *Del Imperio a la Decadencia. Los mitos que forjaron la España Moderna*, Madrid, 2006, pp.24-31, を参照した。

のだった<sup>3</sup>。

19世紀初頭のイベリア半島ならびにイスパノアメリカの政治的変革を自由主義的革命として強調する歴史観は、革命後に実現した国民国家を理想化するがあまり、革命以前の政治的枠組みの重要性を軽視しているとゲラは指摘する<sup>4</sup>。

ゲラのこのような指摘を踏まえ、本稿では、近世イスパニア王政の伝統的統治システムの中に二つの革命を位置づけなおしながら、近代的というよりもむしろ近世的な主権概念あるいは権利意識が革命勃発に及ぼした影響について考察する。そのために、まず、スペイン王政という政治的枠組みのなかで、権利・権限がどのように想定されていたのかについて概観する。また考察にあたっては、2つの革命が同時発生した時代背景の特殊性も考慮する必要がある。18世紀後半、スペインの啓蒙派はロックやルソーらの社会契約論の影響を受けながらも、社会・経済的制度の合理化を優先し、王政の伝統的統治構造には手を付けなかった。さらに、隣国フランスで大革命が勃発すると、王権や聖職者の反革命キャンペーンの下で啓蒙的諸改革そのものが頓挫し、自由主義的思想も弾圧の対象となった。そんななか、宰相ゴドイがとった日和見的外交が災いし、1808年5月、国王フェルナンド7世がナポレオンに身柄を拘束されて王冠を放棄するという不測の事態が起こる。

王権が「至高の権限（la soberanía）」を手放すと同時に、祖国が外来の王朝（ボナパルト朝）に侵略されるという危機に直面したとき、スペイン王政下のイベリア半島ならびにアメリカの住民は、その宙に浮いた「至高の権限（la soberanía）」すなわち主権をどのように理解したのであろうか。そしてその理解が、革命の勃発にどのような影響を及ぼしたのだろうか。本稿は、革命勃発前夜から勃発直後におけるイスパニア世界において、近世的で伝統的な権利意識と抽象的で新しい自由の概念がどのようなグラデーションで共存していたのかを明らかにしながら、半島の革命とアメリカの革命の同時発生という現象を権利認識という観点から考察するものである。なお、革命の動機として各地の経済的利害の重要性は看過できないが、紙幅の制限から本稿では考察の対象外とする。

3 Guerra, François-Xavier, *Modernidad e Independencias. Ensayos sobre las Revoluciones hispánicas*, Madrid, 2009, p.31 y p.35.

4 Ibid., p.25

## 1. 近世スペイン王政における王と王国

### 1) 王の「至高の権力」と統治契約

近世スペイン王政において、権利の所在をめぐる問題は、王権と共同体（王国）の間の関係性を規定する要素として論じられ、また両者間に緊張や衝突を生じさせる要因となっていた。

王権側の強権的イメージは、中世カスティーリャ王国で13世紀中葉に編纂された『七部法典 (Siete Partidas)』にまでさかのぼることができる。法制史研究者ガルシア・マリンによれば、この法典において、王の「務め (officium)」は「法に関わる権限 (jurisdictio)」を行使することと定義されており、王は判事すなわち正義を行使する者として、司法権と立法権を独占した。それは、王が神から権限を委託された「王の代理人 (el Vicario de Dios)」、すなわち世俗において「至高の権力 (summa potestas)」を行使する存在だからである<sup>5</sup>。また、ローマ法を法源とする『七部法典』において、王が神から委託された権限は、人民を介して委譲されたものとして想定されていた<sup>6</sup>。ただし、この想定がカスティーリャの政治の実践に大きな効力を発揮することはなかった。王権制約の論拠となりうるこの有害な概念を無効化するべく、カトリック両王期以降の宮廷内外の法学者たちが王権の絶対性を理論的に正当化したからである<sup>7</sup>。例えば、1645年、法学者ディエゴ・トバル・イ・バルデラマが時の王太子バルタサル・カルロスに宛てて執筆した『政治の原理 (Instituciones políticas)』によれば、「民が君主という至高の人間 (la persona soberana del Príncipe) に、命令権と至高の権限 (el imperio y

5 (七部法典こそが)「中央集権、絶対主義、至高の権力 (la soberanía) と呼ばれることになるものの基礎」だった。García Marín, José María, "La doctrina de la soberanía del monarca (1250-1700)", en *Fundamentos : Cuadernos monográficos de teoría del Estado, Derecho Público e Historia Constitucional*, Universidad de Oviedo, no.1, p 5.

6 一方、大内によれば、「神の代理人」とは神から直接的に権限が委託された存在で、王権は王国共同体の上位に位置付けられ、王権の神秘性、絶対的性格が強調された。大内一、「トラスタマラ内戦とカスティーリャ王権－ペドロ1世の〈暴君〉像の形成とエンリケ2世の即位の正当性をめぐって」, en *Estudios Hispánicos*, 大阪外国語大学スペイン・イスパノアメリカ研究室, 第20号, 1996年, 171-193頁.

7 García Marín, J. M., op. cit. ("La doctrina de la soberanía. . ."), p.6.

potestad suprema) を委譲し…、[この] 契約の本質からして、[民には] かの司法権 (aquella jurisdicción) が欠如しているがために、[民には] 権限の所有権は一切帰属せず…至高の権限を取り戻す希望も、君主の行為に制裁を加え裁く権利もずっと以前に失われた。…したがって、[王の] 至高の権限は、神と理性以外の上位の存在を認めない」のであった<sup>8</sup>。統治の実践においては、このような絶対王政の理論が適用されたのである。

しかし、人民側あるいは共同体側は王権の絶対性を否定した。中世以来のフエロス（地域固有の法、特権、慣習の総体）を維持したアラゴン諸国（中世においてアラゴン連合王国を構成した諸王国を本稿ではこのように記すこととする）では、王権は王国の「基本的な法 los leyes fundamentales」の掣肘を受けると考えられた<sup>9</sup>。なぜなら、王と共同体の間には、双務的な協約が交わされているからである。このような統治契約の概念 (el pactismo) は、新国王が即位する際に召集される議会において、王が王国の法を遵守することを宣言し、これを受けて王国の代表である諸身分が王への忠誠を誓うという儀式を通じて具現化されていた<sup>10</sup>。

一方カスティーリャは、アルバラデホが指摘するように、王が国王大権を行使する形で「王令 pragmática sanción」を公布するなど「王の決定権 el "decisionismo regio"」が強大で、議会は本来の機能を果たさなかった。この意味でカスティーリャは（王権に対して）「弱い〔立場の〕地域」だった。その理由としては、カスティーリャ固有の法の欠如が挙げられる。というのも、王権がその強権性の法的根拠としてしばしば頼った『七部法典』の主な法源はエスティニアス法典と教会法であったため、カスティーリャの法は「普遍法 (jus commune)」の「陰に隠れていた」からである<sup>11</sup>。

8 Ibid., p.29. 王権と共同体の関係についてのトバルの見解については、Fernández Albaladejo, Pablo, "Pensamiento político. Perfil de una "política" propia", en F. Albaladejo, P., *Materia de España. Cultura política e identidad en la España moderna*, Madrid, 2007, pp.118-121, を参照されたい。

9 Guerra, F. Xavier, op. cit. (*Modernidad . . .*), p.99.

10 またバスクには、ビスカヤ領主となる国王がゲルニカの櫻の木の下でフエロスの遵守を宣誓するという協約の儀式があった。

11 Albaladejo, F., op. cit.. (*Materia de España . . .*), p.113; Albareda Salvadó, Joaquim, *La Guerra de Sucesión de España (1700-1714)*, Barcelona, 2010, p.32. しかし、トンプソンも指摘するように、君主の権限は、各種顧問会議や司法機関によって一定の制限を受けていた。これらの機関が、とりわけオリバレス伯公爵が宰相を務めていた時代に「王国を代表するパイプ」役を果たしていたのだった。↗

そのためカスティーリャでは、王権の非絶対性は、キリスト教世界の問題の一部として論じられる傾向があった。例えばフェリペ3世の末子で1633年にネーデルラント総督となるフェルナンドに「王の至高の権力」について進言したアロンソ・カリーリョ・ラッソ・デ・ラ・ベガによれば、キリスト教世界の防衛という使命を神から託されたスペイン王国の民は、スペインの回復（la recuperación）すなわちレコンキスタを叶えるため、「至高の法 la ley soberana」をドン・ペラヨに託した。したがって、ドン・ペラヨの後継者であるスペインの王は「人の法」の上に立つ存在であり、法の制約を受けない。しかし、最高善たる「安寧 la paz」を果たす義務を負う。「安寧」とは、王が臣民を我が子として正しく神聖に支配することによって達成されるものであり、王が諸王国の民にそぞく愛は、王国議会を介して注がれるものだった<sup>12</sup>。またイエズス会士でありマキャベリの国家理性を批判したことでも知られるペドロ・デ・リバデネイラなどは、「神秘体 *un corpus mysticum*」の概念で、「カトリック王国」の君主の義務を説いた。「神秘体」という有機体の頂点に立つ王は、自然法と神の法に従い、キリスト教の慈愛をもって統治することによって、臣民の幸福を実現する使命を負う。一方臣民側も王への忠誠という義務を課せられているのである<sup>13</sup>。さらにフェリペ4世に仕えた外交官ディエゴ・デ・サアベドラ・ファハルドなどは、王が「カトリック王」の義務（慈愛をもって統治すること）を遂行しない場合、人民が至高の権力を取り戻す権利を認めていた<sup>14</sup>。

しかし、後の革命に最も大きな影響を及ぼすことになるのは、このような倫理的・道徳的結びつきの概念ではなく、王と共同体の間に論理的な契約関係を想定し、共同体側の正当な権利を積極的に認めた政治理論であった。と

- 
- Thompson, I. A. A., *Crown and Cortes. Government, institucions and representation in Early Modern Castile*, Aldershot, 1993, cit.por. Albareda, S., op.cit. (*La Guerra de Sucesión...*), p.33.
  - 12 Alonso Carrillo Lasso de la Vega, *Soberanía e Independencia de otro príncipe temporal que gozan los inclitos reyes de España*, 1626, cit. por. F. Albaladejo, op.cit., ("Pensamiento político.."), pp.107-113.
  - 13 Pedro de Rivadenayra, *Tratado de las religión y virtudes que debe tener el Príncipe Cristiano para gobernar y conservar sus Estados*, 1595, cit. por. Alaladejo, F., op.cit. (*Materia de España...*), pp.98-102 ; García Marín, J. M., op. cit. ("La teoría de la soberanía..."), p.28.
  - 14 Diego de Saavedra Fajardo, *Introducción a la política y razón de Estado del rey católico don Fernando*, 1631, Ibid., p.29.

りわけ、ビトリアに始まる後期サラマンカ学派は、権利の委譲によって結ばれた契約に由来する義務と権利について、慈愛や美德とは異なる、正義や法という観点から論じた。なかでも、フランシスコ・スアレスは、神学や教会法だけでなくスペインの法も参考にしながら『法律および立法者たる神についての序説 (*Tractus de legibus ac Deo legislatore*)』(1612) を執筆した点で注目に値する<sup>15</sup>。エリオットによれば、絶対王政に対する共同体の抵抗に正当性を保証したこのような統治契約の理論が、コンキスタドールとともに大西洋を渡ったのだった<sup>16</sup>。

## 2) 絶対王政理論と地域共同体の反発

このような統治契約の理論に押され、ハプスブルク朝は王権強化を図るたびに共同体から反発を受けた。特にカタルーニャの反乱に始まる「1640年代の危機」は王権にとって大きな打撃となり、地域政体との権力分有の有効性を認めることによって事態を収拾した。これが、近世スペインにおける複合王政の実態だった。また、17世紀末には「新たな地方特権尊重 (el neo-foralismo)」の気運のなかで、王権はさらなる弱体化を免れなかった。

このような王権の弱体の傾向に終止符を打とうとしたのが、1700年にブルボン朝を創始したフェリペ5世である。フェリペ5世の即位はヨーロッパに継承戦争を引き起こしたが、新国王の背後に絶対王政の象徴、ルイ14世の存在を感じ取ったアラゴン諸国は、地方特権を死守すべく、「大同盟」が擁立するハプスブルク朝カール大公を支持しブルボン朝から離反した。しかしこの反乱は失敗に終わり、フェリペ軍に制圧された諸地域には、順次「新組織王令」(1707年、1711年、1716年) が施行され、それら地域の固有の法と制度は無効化された。

「新組織王令」の公布にはじまるブルボン朝の中央集権化政策は、その後行財政制度の合理化、さらにカルロス3世期(1759-1788年)には経済・社会制度の規制緩和などの施策を通じて推し進められた。そのような新たな統

15 Guerra, F. Xavier, op. cit. (*Modernidad...*), p.100, nota 41. ビトリアからスアレスに至る契約と人民主権論については、ホセ・ヨンバルト、桑原武夫、『人民主権思想の原点とその展開－スアレスの契約論を中心として』、成文堂、1985年、に詳しい。

16 Elliott, John H., "Rey y patria en el mundo hispánico", en Elliott, J. H., *España, Europa y el Mundo de Ultramar (1500-1800)*, Madrid, 2009, p.239.

治システムの中心に位置づけられたのが絶対的君主だった。

絶対王政の理論的正当化に貢献したものとしては、第一に、1707年の「新組織王令」起草に関わったメルチョール・デ・マカナスやカルロス3世の治世下で啓蒙改革の推進を試みたカンポマネスなど、法学を修めた官僚が主張した国王大権の理論が挙げられる。しかし、スペイン近世史研究の大家マラバイも指摘するように、「(王権の) 神聖性に過剰な重要性を与えない」世俗の論理は、やがてボシュエの王権神授説を熱狂的に支持する聖職者たちの言説によってかき消されることになる<sup>17</sup>。その背景にあるものは、革命と反乱である。イベリア半島では、フランス革命の悪影響を危惧した教理問答形式の文書が1790年代に相次いで刊行された一方<sup>18</sup>、インディアスではすでに1760年代からボシュエの絶対王政論の影響がうかがわれた。例えばヌエバ・エスパニャ副王領では、1767年のイエズス会追放に激しく抗議する声があがっていたが、これに対して副王クロワ侯爵は、偉大なるスペイン国王の臣民は「沈黙し服従するために生まれたのであって、統治の高尚な事柄について議論し意見を述べるために生まれたのではない」として抗議を一蹴した<sup>19</sup>。さらに、1780年にペルー副王領内で勃発したトゥパク・アマルの反乱や1781年にヌエバ・グラナダ副王領のソコロ地域で発生したコムネロスの反乱など、王権と共同体の結びつきを危うくする事件が続発した際にも、反乱民へのメッセージとして同様の絶対王政論が展開された。

しかし、宮廷から地理的に遠く離れたアメリカの領土において、この理論に実効性を持たせることは困難だった。なぜなら、アメリカの領土では、半島から派遣された副王を始めとする役人と、現地社会の主導者層であるクリオーリョとの間に、姻族関係や収賄などを介した腐敗的利害関係が成り立つており<sup>20</sup>、「(王の命令を) 尊重するが従わない (Obedezco pero no cumple)」

17 Maravall, José Antonio, *Estado moderno y mentalidad social s. XVI-XVII*, Madrid, 1972, cit. por. Guerra, F. Xavier, op. cit (*Modernidad...*), pp.98-107. 国民公会戦争(1793.3～1795.7)の勃発に際し、ボシュエの弟子の一人に数えられるタラゴナ司教は、「王は神に代わって統治する。王は真の(神の)遣い、地上における代理人であり、神性(*la divinidad*)の生ける権化である」と論じ、共和政フランスとの戦いの意義を唱えた。

18 ボシュエの『聖書の言葉より導出せる政治論』(1709)自体も、フランス革命が勃発した1789年に3回目の再版が行われた。Ibid., p.106.

19 Ibid., p.108.

20 Ibid., p.108.

ことも、事実上可能だったからである<sup>21</sup>。このように王権が軽視され、半島では容認されない自立的な統治が横行している事態を憂慮したブルボン朝は、新副王領の設置を含む行政区画の再編や、巡察官による実態調査に基づく行政制度の合理化、不正に横行していた官職売買の取締りなど、一連の改革を行った<sup>22</sup>。また、財政の合理化も進めるブルボン朝は、タバコの専売化や売上税の増税など、経済活動の統制強化によって税収の増加を図った<sup>23</sup>。クリオーリョは、ハプスブルク朝時代からすでに、聖俗の主要な官職が半島出身者（ペニンスラル）で独占されていることや、固有の議会が設置されず法も十分には整備されていないなど、様々な政治的不満を抱えていた<sup>24</sup>。それに加えて、ブルボン朝が絶対王政論を振りかざしながら自治的統治や既得権益の無効化を図ったことは、クリオーリョが自身のアイデンティティと権利について意識を高めると同時に、インディアスを本国の利益のためだけに存在する植民地として扱う中央政府に対して抵抗感を強くする要因となった。忌むべきは、王との契約に由来する共同体の権利を侵害する専制的統治であって、契約の有効性を証明するためにも、王への忠誠はむしろ強調された。上述した2つの反乱においても「国王万歳！ 悪しき統治に死を！」が旗印として掲げられていたというが<sup>25</sup>、このような言説にも、王との協約の受

21 この定型句は、中世カスティーリャとバスクの「尊重されるべきだ、例え従わなくとも（Obedézcase, pero no se cumpla）」の定型句に由来した。Elliott, J. H., op. cit. ("Rey y patria . . ."), p.238.

22 Elliott, J. H., *Imperios del mundo Atlántico. España y Gran Bretaña en América (1492-1830)*, Madrid, 2006, pp.470-473.

23 クリオーリョの不満増大の要因となったブルボン朝の啓蒙的諸改革に関しては、Lynch, John, "El reformismo borbónico e Hispanoamérica", en Agustín Guimerá (ed.), *El reformismo borbónico*, Madrid, 1996, pp.37-59 ; McFarlane, Anthony, "Identity, Enlightenment and Political Dissent in Late Colonial Spanish América", en *Transactions of the Royal Historical Society*, Vol.8 (1998), pp.309-335, を参照。

24 主要な官職を半島人が独占していることへの不満が表出した例として、着任先に祖国愛を持ちえない「外の人間 extranjeros」との対比でアメリカ生まれ (ser natural, la naturaleza) というアイデンティティに依拠しながらクリオーリョの優先的任用を訴えた政治的行動も確認される。Herzog, Tamar, "Los americanos frente a la Monarquía. El criollismo y la naturaleza española", Alvariño Alvarez-Ossorio, Antonio, García García, Bernardo José (coord.), *La Monarquía de las Naciones. Patria, nación y naturaleza en la Monarquía de España*, Madrid, 2004, pp.77-99 ; Guerra, F. Xavier, op. cit. (*Modernidad . . .*), p.111, nota 63.

25 Ibid., p.108. 1640年代にナポリで起こった反乱でも、同様の表現が見られた。J. H. Elliott, J. H., op. cit. ("Rey y Patria . . ."), p.243.

益者としての権利意識が表れていると言えよう。

そのような権利意識は、スペイン王政の複雑な政治構造に由来していた。クリオーリョの帰属する政治共同体は重層的構造を成しており（図1）、スペイン王政と地域共同体との間に、カスティーリャ王国という大きな共同体が位置していた。インディアスは、カスティーリャと平等の立場で合同したアラゴン諸国とは異なり、ナバラやナポリと同様、征服された地域だったからだ。カスティーリャ王国のなかに編入された「インディアス諸王国（los reinos de las Indias）」には、王権が統治するための行政機関が設置され、法制も徐々に整備されていったが、代表機関（議会）は入植者側の要求にも関わらず創設が叶わぬままでいた。このように、地域政体としての権利要求の根拠が乏しいという弱点を補ったのが、契約概念だった。とりわけ、王権と協約（capitulación）を交わしたうえで大西洋を渡ったコンキスタドールの子孫であるという事実が、クリオーリョ固有の権利意識を増幅させていた<sup>26</sup>。

イベリア半島各地の地方特権が「新組織王令」の公布により（バスクやナバラを例外として）無効化されたなか、コンキスタドールから継承した、すなわち半島人が侵害することのできない固有の権利を保持する（と主張する）インディアスは、契約に立脚した自治的統治の重要な防壁だったと言えよう。



図1 クリオーリョの帰属する共同体の多重性

(Guerra, F. Xavier, "Identidad y soberanía: una relación compleja", en Guerra, F. Xavier (coord.), *Las revoluciones hispánicas: identidades americanas y liberalismo español*, Madrid, 1995, pp.207-242, の記述をもとに筆者が作成)

26 Guerra, F. Xavier, op. cit. (*Modernidad...*), pp.87-88.

## 2. 革命前夜の 2 つのロジック

### 1) 歴史的立憲主義

共同体が支持する統治契約は、人民から王への権限委譲と、王と王国の間に成立した双務的協約関係を前提として、王が民の権利を侵害すれば、民の不服従さらには抵抗・反乱さえも正当であると認めていた。このように絶対王政にとって有害な概念を無効化するため、カルロス 3 世はルイス・デ・モリナやスアレスら後期サラマンカ学派の理論を大学で教授することを禁止するなど、統治契約を是とする思想の根絶を図った<sup>27</sup>。しかし、自然権の講座が開講され、またロックやルソーの契約論、さらに 1789 年以降はフランス革命の諸理念が普及したこともあり<sup>28</sup>、それらと共に持つ統治契約の概念はすたれることなく知識人の政治理解の中で生き続けた。

公に言及することが禁じられた統治契約論が、知識人の言説の中で再度強調される契機となったのは、エド蒙ド・バークの『フランス革命の省察』(1790 年) の出版である。この著書のなかでバークは、フランス人権宣言がうたう抽象的な自由、過去を無視して完全に新しい社会を構築しようとする革命の意図を非難し、イギリス議会が革命後に制定した権利章典の具体的かつ歴史的な権利と自由を称賛した。その立場は、中世イベリア半島の諸王国の法と特権の復活を願う歴史的立憲主義者との一致していた。彼らはまさに、イギリス革命によって成立した立憲君主制に模範的モデルを見ていたのである。

その歴史的立憲主義の代表的存在が、カンポマネスと並んで啓蒙改革派の筆頭に挙げられ、革命初期に結成される最高中央評議会にも参加することになるホベリヤーノスである。ホベリヤーノスは、1780 年の王立歴史アカデミー入会記念演説において、かつての代表機関に言及し、その制度を絶賛するなど、バークの『省察』刊行以前から歴史的立憲主義者としての態度を示していた<sup>29</sup>。その後 1790 年に宮廷内の争いに巻き込まれた彼は、故郷アストゥリアスで隠遁生活を強いられた。しかしその間も私邸で読書クラブを主宰し、バークと、それに素早く反駁したトマス・ペインやコンドルセらの論

27 *Ibid.*, p.105, nota 48.

28 *Ibid.*, pp.214-215

29 *Ibid.*, p.216.

考を読み比べながら、この論争に大きな刺激を受けた。そして自らも、中世イベリア半島諸国の古い法を分析し、そのなかに理想的な「自由 las libertades」を見出したのだった<sup>30</sup>。しかしながら、「王国の基本的な法」という歴史的憲法の復活にかけた期待とは、共同体というよりも臣民個々の自由を保証し、專制を防止し、そして、「王との新たな対話における言葉（交渉の際の権利要求の根拠）を王国に与えるもの」だったとゲラは指摘している<sup>31</sup>。これは、ホベリヤーノスが中世の立憲主義への回帰を主張しながらも、実際はより近代的な視点で自由を語っていた可能性を示唆するものである。刊行物の検閲を介した言論統制が実施されるなか、ホベリヤーノスは、歴史的立憲主義の立場を示すことで、革命的思想への共感をカムフラージュしていたと推測されるのである。

一部の知識人の間の私的な交流の範囲にとどまっていたとはいえ、伝統的な法制に対する関心は徐々に高まっていた。この事態を憂慮したカルロス4世治世下の政府は、1804年に『スペイン最新法令集 (Novísima Recopilación de Leyes de España)』を編纂するにあたり、議会を招集せず、都市代表の合意も得ずに新税を課すことを禁じた法など、王権にとって有害な中世の法を秘密裏に削除したほどだった<sup>32</sup>。しかし、1807年にアルフォンソ10世の『七部法典』が再版され、王立歴史アカデミーの会員としてその編纂に関わったマルティネス・マリナが翌1808年に『レオン王国とカスティーリャ王国の古い法と主要諸団体に関する歴史的・批判的試論 (Ensayo histórico y crítico sobre la antigua legislación y principales cuerpos de los reinos de León y Castilla)』(1808年) を出版するなど、知識人の間では歴史的立憲主義の傾向が強まっていたことは明らかである<sup>33</sup>。

30 ホベリヤーノスの関心は、アラゴン王国建国時に人民が制定したとされる「ソブランベの法」にまで及び、後に自身も編者の一人として関わる定期刊行物『愛国者のセミナー (El Seminario Patriótico)』(1808年11月3日付、第10号)にその法文を掲載したほどだった。Ibid., p.218. ソブランベの法については、拙稿「スペイン継承戦争にみる複合君主政－小さな政体・大きな政体－」、吉谷大輔、近藤和彦編、『礫岩のようなヨーロッパ』、山川出版社、2016年、p.200、も参考にされたい。

31 Ibid., p.218.

32 その事実を、当時の法務大臣カバリエロ侯爵が記録に残している。Ibid., p.219.

33 Ibid., p.220-221. マルティネス・マリナは、歴史定立憲主義のバイブルとも言うべき『議会論 (La teoría de las Cortes)』(1813年) の著者として知られるが、カトリック両王期の議会と法を尊重する統治システムを称賛する立場は、1808ノ

## 2) 啓蒙派の妥協と一部の急進化

カンポマネス、ホベリヤーノスなど、カルロス3世の下で旧弊打破の改革に取り組んだ官僚は、大学時代に啓蒙思想の教育を受けており、ロックやルソーなどの政治理論も学んでいた。近代的な社会契約の学説に触れた彼らにとって、理想的な社会とは、伝統的な共同体（個々の成員がその意思にかかわらず不平等なつながりを強いられる）とは異なる新しい社会、そして「自由な統治 *el gobierno libre*」のうえに成立つ、専制的権威に支配されないものだった。しかし、啓蒙改革派は結局、専制君主に保護を求める事となる。なぜなら、最終目標である富国強兵を成し遂げるには、伝統的な社会・経済の制度上の弊害を克服することが不可欠であり、それを阻む最大の障害、中間的諸団体の既得権益を無効化するためにも、それら特権層を超越する絶対的権威の存在が求められたからである。

こうしてスペインでは、優れた啓蒙主義者が政府の要職につき、絶対的王権を支えつつその庇護のもとで合理的諸改革を推進した。政治的変革よりも、社会・経済的制度の合理化・近代化が優先されたのである。しかしながら、専制政体の下で推進した改革の多くは、特権諸身分の抵抗にあい十分な成果をあげることができなかつた。啓蒙派がこの厳しい現実に直面していたまさにその頃、隣国で起こった市民革命は、新しい社会の構築を目指す啓蒙派を大きく刺激した。しかも、カルロス3世の治世末期からみられた「宰相専制主義 (*el despotismo ministerial*)」が、カルロス4世の寵臣マヌエル・ゴドイの恣意的ともいえる政治によって極まったことで、啓蒙改革のいわば道具としての専制的存在の価値も薄れた。

啓蒙派官僚がジレンマに陥った一方<sup>34</sup>、啓蒙の理念を追求する急進派のなかには、フランス革命直後から革命の宣伝活動を行つたものもいた。サラマンカ大学で啓蒙思想に傾倒し、とりわけルソーに心酔したホセ・マルチエナもその一人である。政府の異端審問所を介した迫害を逃れるため1792年にフランスに亡命したマルチエナは、『スペイン国民へ告ぐ (*A la Nación*

→ 年の論考においてもすでに明確に表れていた。Kamen, H., op. cit. (*Del Imperio...*), p.23; *Ibid.*, pp.205-206.

34 1789年当時のスペインの政治状況を報じたパリの新聞によれば、この年、(旧体制の)議会の議長となったカンポマネスは、「第三身分の勇猛な弁護人」であり「人民の大義を熱心に擁護」しているがために貴族の反感を買つていた。*Ibid.*, p.220.

*Española)*』と題したパンフレットを通じて、「宗教的專制を破壊するために、あなたたちには一つの手段が残っている。それは、あなたたちの議会を招集することだ。一つの時期を逃してはならない。それは、議会。議会こそが普遍的な叫びなのだ」と訴えかけた<sup>35</sup>。

しかし、スペインで（実質的な）国民議会が開催されるのは、それから20年近く後のことである。フランス革命のその後の展開（公安委員会による独裁という革命の急進化が仇となり、ジャコバン派が稳健派に倒され、最終的に、総裁政府、ナポレオン帝政の成立を許したこと）は、スペインの啓蒙派に革命に踏み切ることを思いとどまらせた。また、フランスとは異なり、スペインでは近代的価値観の一般市民への浸透が未だ浅かった。ゲラがフランソワ・フェレ（1977年）を引用しながら説明しているように、フランス革命とは、政治と社会の新たな担い手を出現させた革命である以前に文化的革命であった。すなわち、新しい社会とそれを構成する新しい（平等な）人間の自由と権利に関する理解が社会に深く浸透しない限り、政治的革命は実現しえなかつた<sup>36</sup>。そのような思想の普及に重要な役割を担つたのが、カフェや居酒屋なども含む新しい公共空間だったが、スペインの場合、理性に基づき議論をする空間は、個人宅で行われる文化的集い（tertulias）や地域の名士が経済振興のために自主的に結成した「祖国の友・経済協会」などに限定されていた。

このような状況に転機が訪れたのは1808年である。この年の春、カルロス4世の政府が崩壊したことにより、検閲が形骸化し、様々な出版物が国境を越えて一気に流れ込んだのである。これらの出版物の中で語られる新しい社会像は、特に若年の知識人を刺激した。彼らはそれらの出版物で得た知識を、あらゆる集いの場で共有し、普及させていった。とりわけ、詩人マヌエル・ホセ・キンタナが主催する集いは影響力が大きく、彼が発行した雑誌『愛国者のセミナー (Seminario Patriótico)』は、自由主義的な政治議論の発信源となった。一般市民にまで開かれた公共圏は革命前夜の段階においてもまだ形成されていなかったとはいえ、知識人の間に近代的政治思想が波及し、自由な発信が可能になった時期としても、1808年はイスパニア世界の革命を語るうえで重要な意味を持っている<sup>37</sup>。

35 *Ibid.*, pp.60, 220-221.

36 *Ibid.*, pp.50-52.

37 *Ibid.*, pp.68, 121-129.

### 3. 革命勃発にいたる政治状況

#### 1) スペイン独立戦争の勃発：祖国防衛と社会

スペインの革命は独立戦争を背景に1810年に勃発するが、独立戦争自体は、1808年5月、ある予期せぬ事態に直面したスペインの人々の即興的な反応として、政治的イデオロギーとは無関係の祖国防衛の戦闘という形で始まった。

宰相ゴドイがナポレオンの野心に翻弄され（1807年10月フォンテーヌブロー条約）、イベリア半島のスペイン王政領内に10万ものフランス軍が駐屯するという状況が生じるなか、ゴドイの政治に対する不満に加え、流行病・食糧危機に起因する不安を抱えた諸階層は、無能なカルロス4世とゴドイという専制の象徴に全ての憤激をぶつけた（1808年3月アランフェス暴動）。こうして諸階層に支持されたフェルナンド7世が即位したが、彼もまた、先王であり父であるカルロス4世とともにナポレオンの野望に屈し、1808年5月、国境の町バイヨンヌでスペインの統治に関わる全権を放棄させられた。そして、同年6月、ナポレオンの兄ジョセフがホセ1世として即位し、スペインにボナパルト朝が開かれた。

ウルキホなど一部の啓蒙派は、ボナパルト朝が志向する穩健的自由主義に啓蒙改革進展の可能性を見ていたが、大部分のスペイン人は、特權層身分から知識人、民衆に至るまで、ホセ1世と親仏派政府の受け入れを断固拒否した。こうして、スペイン独立戦争として知られる対仏戦争が始まったが、半島各地の民衆にとって、この戦いはそれぞれの土地を守るために文字通りの戦闘だった。

ただし、民衆を戦いへと駆り立てたものは、フランスによる支配の拒絶、パトリオティズムだけではなかった。スペイン社会では、独立戦争勃発以前から、専制的なもの、封建的権威に対する不満が高まっていたのである。1808年4月、すなわち独立戦争の端緒と言われるマドリード市民の蜂起よりも前に、トレドでは、退位したカルロス4世がその無効を主張しているという知らせが伝わったのをきっかけに、民衆が国王代官を襲撃した。また戦争勃発直後のブルゴス、カディス、マルシア、ラ・コルーニャ、エストレマドゥラでは、フランス軍との交戦に踏み切らない方面軍司令官が襲われた。この混乱期に、いくつかの都市や農村では、民衆が戦った相手はフランス軍

ではなく、封建領主だった。マヌエル・チュストによれば、これら一連の騒動は、旧体制の権威に対する挑戦だった<sup>38</sup>。不合理な権威に対する社会の憎悪は、同年3月のアランフェス暴動でもすでに表出していた。反ゴドイで結束した社会の敵意は、正義に立脚した新しい社会への期待の裏返しであり、専制的権威によって歪められたスペインを再生するという人々の期待を一身に背負ったのが皇太子フェルナンドだったのである<sup>39</sup>。

そのフェルナンドが、即位からわずか2か月足らずで王権を放棄し、ナポレオンの監視下に置かれるという事態が発生したその時こそ、王権との関係、「至高の権力」の所在について、社会が問い合わせ再定義する機会となつた。後述する通り、その作業は間もなく暫定的な統治機関に集約されていくが、それと並行して社会がとった行動や新聞報道等の論調にも注目したい。

1808年8月24日、マドリードの市会は、囚われのフェルナンド7世に対して忠誠を宣誓するセレモニーを開催した。かつて王国の諸身分の代表が担つっていた新国王への忠誠の誓いを、市民主導で実行したのである。同年9月6日付の『マドリード新報（Gazeta de Madrid）』紙上にその様子が再現されている。記事は、日取り決定の経緯、市議会場から王宮広場までのパレードのルート、街中の華やかな飾りつけ、そして「これまで経験したことのない甘美な満足感をこの儀式で味わった」市民の盛り上がりまでも伝えながら、儀式当日の出来事を詳細に再現している。それによれば、市会メンバーは、カスティーリャ顧問会議から借り受けたカスティーリャ王国伝統の式服を身に着けてセレモニーに臨んだ。王宮広場にはステージが用意され、フェルナンド7世の肖像画が飾られた。国王軍旗を持った旗手長が壇上にあがり「カスティーリャ、カスティーリャ、カスティーリャ、フェルナンド7世国王陛下に神のご加護があらんことを」と叫ぶと、この日用に鋳造された金貨や銀貨がステージを取り囲んだ市民に向けてまかれた。そして、以下のように宣言された。

「ああ、敬愛するフェルナンド様、あなた様にとても忠実なスペインの希望と喜び。あなた様が、不信と暴虐のその忌まわしき怪物によって囚

38 Chust, Manuel, "La vida política", en Chust, Manuel (coord.), *Crisis imperial e independencia*, Tomo 1 de España (dir. por Canal, Jordi), Madrid, 2010, pp.59-60.

39 Guerra, F. Xavier, op. cit. (*Modernidad...*), pp.155-156.

われ、どこにいらっしゃっても、マドリードの燃えるように熱い誓いの言葉をお受け取りください。マドリードは、あなた様を王としてお認めし、あなた様にお誓いします。いま一度、忠誠を、そして、あなた様の正統な権限 (*tus legítimos derechos*) とネイションの栄光を守るために、最後の血の一滴まで振り絞ることを。」

聴衆は涙ながらに「万歳、万歳！」と声をあげ、この宣言に対する同意を示した。マドリードの町は、3日間、ろうそくの灯りで照らされ、市民を楽しませるためのコンサートも催されたという<sup>40</sup>。そして、この記事の内容が他地域の新聞でも伝えられると、半島、インディアスの各地で、同様の儀式が執り行われた。特に、ヌエバ・エスパニーヤをはじめ、プエブラ、グアダラハラ、グアナファトなど、アメリカの都市のセレモニーは莊厳さと豪華さの面で群を抜いていた<sup>41</sup>。

このようなセレモニーは、スペイン各地の共同体が、王との協約関係とそれに基づく特権的立場を再確認するという意義を持っていた。また、各地の儀式の宣言文では、王への忠誠とともに、宗教（カトリック）・慣習・パトリアの防衛という大義も語られている。これは、裏を返せば、ボナパルト朝と親仏派政府への抵抗を宣言するものでもあった。この当時、新聞報道等では、フランス革命を「国王を殺し、神を冒涜し、信仰を迫害する (regicida, impía y perseguidora de la religión)」ものとして厳しく批判していたが、このような非難はブルボン朝の反革命のプロパガンダの成果だっただけでなく、社会に根差した伝統的価値観、スペイン人のアイデンティティから自然と沸き上がった感情を表したものでもあったのだ<sup>42</sup>。

## 2) ネイションとクリオーリョのアイデンティティ

忠誠宣言文ならびにそれを伝える新聞など、この時期の論調のなかでもう一つ際立っている傾向は、「ネイション (nación)」という語の多用である。この言葉を発した主体は、上記のような市会や地域の団体だった。しかし、その語が意味したものは、カスティーリャ王国やカタルーニャ公国といった小さなネイションではなく、「スペイン」という一つの大きなネイション」だ

40 *Gazeta de Madrid*, 6. IX. 1808, no.120.

41 Guerra, F. Xavier, op. cit. (*Modernidad...*), p.196.

42 *Ibid.*, pp.154-155.

った。このように、全国で一斉にネイションへの訴えかけがなされ、その事実が新聞報道を通じて各地の人々に伝わったことにより、スペインの人々の間で一つのネイションのイメージが自然と共有され、定着していったと思われる<sup>43</sup>。

しかし、アメリカの人々がネイションに抱いたイメージは半島のものとは若干異なっていた。クリオーリョにとっても、ネイションといえば「一体性を持つスペイン」であり、この点においては半島の人々のイメージと一致していたが、その「一つのネイション」内部には、「半島のスペイン人」と「アメリカのスペイン人（españoles americanos）」という2つの人民の存在が想定されていた<sup>44</sup>。「半島人ではない」がゆえに差別的扱いを受けることに不正義を感じると同時に、コンプレックスの裏返しとして、自身のなかに「アメリカのスペイン人」というアイデンティティを積極的に見出していたと思われる。

クリオーリョが、スペイン王政、カステイーリャ王国、インディアスの王国、都市、という多重的な政治構造のなかに組み込まれていたのは前述の通りだが、政治的共同体の重層性は、アイデンティティの多重性とリンクしていた。クリオーリョの間で、「アメリカのスペイン人」という政治的アイデンティティが特に強まったのが、1760年代以降、すなわちインディアス側により大きな負担を強いられる諸改革が推進された時期である。本国の利益のために不当に扱われることへのクリオーリョの不満は、1770年頃にペルー副王領内で描かれたアレゴリー（図2）にも明確に表れている。前述のような、半島人による官職独占に関する不満も、アメリカで発生する利益はアメリカ人が享受すべきであるという権利意識から生じたものだった。また、そのような権利の根拠として、独自の歴史と文化が強調された点は興味深い。クリオーリョの政治共同体には、その歴史の浅さゆえに政治的権利の歴史的根拠に乏しいという弱点があり、それを補う必要があったのだ。そこでクリオーリョは、アメリカの征服という事実を、インカやアステカの帝国の支配権（インペリウム）がカステイーリャの王権に移譲された結果として説明することによって、その王権の統治下にあるインディアス諸王国を、先住民の帝国の後を継ぐ共同体として位置付けようとしたのである<sup>45</sup>。インディアス

43 *Ibid.*, pp.155-156.

44 Elliott, J. H., op. cit. ("Rey y patria. . ."), p.249.

45 *Ibid.*, pp.249-250.



図2 1770年頃ペルー副王領内で書かれた寓意画（作者不詳）

出典：Rinke, Stefan, *Las Revoluciones en América Latina. Las vías a la independencia (1760-1830)*, México, 2011., p.58.

※フレームの下部には、「アメリカがスペイン人貴族の子に授乳している。( . . ) 母がよそ者(extranjeros)に乳をやる間、実の子は床に寝かされて(母の乳を)欲しがっている」のコメントが添えられた。

諸王国は、制度上はカスティーリヤ王国を構成する地域だったが、クリオーリョにとっては、王権と直接的なつながりを持つ（カスティーリヤ王国と同格の）政治共同体であり、そのような共同体にふさわしい正当な権利を主張するために、上記のような固有の歴史が強調されたのだった。

#### 4. 革命の勃発

##### 1) 暫定的統治機関

自然発的に始まった対仏の戦闘を指揮するため、1808年5月24日のアストゥリアスを皮切りに、半島各地には防衛のための評議会が結成された。これら地方評議会は、本来の防衛組織の役割を超えて、フェルナンド7世の

王権放棄によって生じた「権力の空白」を埋めるという緊急の使命を自らに課すことになった。すなわち、王の統治権を代行する機関であることを自負したのであり、このような性格の評議会の結成をもって、イベリア半島で前自由主義的な革命が始動したとみなすことができる。

地方評議会の創設宣言文にも、1808年当時の地域社会に伝統的な統治契約の価値観が脈打っていたことが読み取れる。例えばカタルーニャ評議会は「最高の権力を全て（当評議会が）再び引き受ける。それは、国王陛下の諮詢機関や崇高な評議会が行使していた権限である。」とうたい、またムルシア評議会は、「王国は孤児になった（orfandad）。それゆえに、主権（la soberanía）は、都市自治体によって代表される人民が引き受けることとなった。」と宣言した。これらの意義付けは、王と交わした協約が有効であるからこそ成り立つものであり<sup>46</sup>、フランスの人民が王権に立ち向かうことで手に入れた主権を、スペインの場合は、王の名の下に、王の統治権を預かるという大義によって実現しようとしたのだった。そして、実際に王が支配権を手放したという衝撃的な事実によって、統治契約に基づき共同体が主権を取り戻すというロジックが真実味を帯びたように思われた。

しかし、協約の概念に照らして人民が再び主権者となったという説明が理にかなっていたとしても、その人民の主権を地方評議会が行使することには正当性が欠けているという見方もあった。というのも、地方評議会は非常事態のなかで即興的に創設されたため、構成員の選出手続きと構成について、その合法性が説明できなかったからだ。そのため、地方評議会結成当初から、議会の招集や全国的評議会の結成など、眞の代表機関の復活を求める声が高まった。実際に、アラゴンでは、1707年の新組織王令で廃止された王国議会が復活し、代表機関を過去に持たなかったガリシアでも議会が招集された。同じく、代表機関を持たなかったヌエバ・エスパニャでは「ヌエバ・エスパニャ王国評議会」が招集された<sup>47</sup>。

46 *Ibid.*, p.157.

47 Miguel Artola, 1968 y Martínez de Velasco, 1972, cit. por. Guerra, F. Xavier, op. cit. (*Modernidad...*), p.158, nota 19. なお、メキシコ市とクスコ市には、カステイリャ王国議会に代表を参加させる権利が認められていたことが、『インディアス法集成（*Recopilación de las Leyes de los Reynos de Indias*）』（1680年）の条文から確認される。しかし実際にはその機会は一度も与えられなかった。*Ibid.*, p.84, nota 9.

このような情勢のなか、強大なフランス軍との戦いを制するには力の分散状態を克服する必要があるという世論の高まりを受けて、1808年9月25日、アランフェスで「最高中央評議会（la Junta Suprema Central）」が結成された。議長には、カルロス3世の治世末期からカルロス4世の治世初期まで宰相を務めたフロリダブランカ伯が選出され、ホベリヤーノスもアストゥリアス代表として名を連ねた。

この機関は、ボナパルト朝を支持する親仏派政府に対して、愛国派にとつての暫定的最高権力機関の役割を担った。また、最高権力機関の存在を具現化することは、財政運営上も急務だった。軍備増強のため、またイギリスが同盟結成の条件として提示した金額を支払うためには、アメリカの税収の確保が不可欠であり、そのためにも、篡奪者ホセ1世を支持する非合法の政府とは異なる正統な政府の存在を明確にする必要があったのだ<sup>48</sup>。しかし、ここでもまた、主権を担う人民の代表はどうあるべきか、あるいはネイションの在り方そのものが問われることとなった。最高中央評議会は、各地方評議会から選出された代表者2名ずつから構成されていたため、地域政体の集塊というスペイン王政の古いイメージが色濃く投影されていたからだ。また、限られた地域の代表機関でしかないという批判も免れなかった。特に、半島の代表者のみで構成されているという実態を露呈したことは、ネイションにおけるアメリカ諸王国の位置づけをめぐって問題提起がなされるきっかけとなった。

## 2) クリオーリョの権利意識と最高中央評議会への反発

最高中央評議会の構成の非合理性について強く抗議したのは、1760年代以降、啓蒙派の中央集権的改革に強い不満を抱くとともに、アメリカのスペイン人というアイデンティティを強く自覚し、独自の権利意識を高めていたクリオーリョだった。彼らのなかには、半島のエリートと同様に、大学で啓蒙思想や近代的な政治理論を学び、また北米の革命やフランス革命にも刺激を受け、共感を覚えていたものもいた。1800年頃のブエノス・アイレスでは、すでに離反運動の兆候がみられたが、その要因が「副王領に到来する外国人からの汚染にある」ことが、当時のラ・プラタ副王から報告されている。また1802年にも、「カフェの中や外で談論し、意見を述べ、陳述する自

---

48 Chust, M., op. cit. ("La vida política"), p.64.

由」が同市の社会的兆候として指摘されている<sup>49</sup>。革命の理念の普及に貢献する経済同友会の数は半島に比べ極端に少なかったが、教育機関や教授主催の勉強会などがその役割を担った<sup>50</sup>。また、その立地条件上、言論統制の徹底が困難だったことも、近代的価値観の普及に幸いしていたと思われる<sup>51</sup>。しかし、少なくとも半島の革命勃発当初、すなわち地方評議会ならびに最高中央評議会が創設された時期において、クリオーリョの権利主張の根拠は、カラカスやブエノス・アイレスを除き、依然として伝統的な概念や価値観にあった。

最高中央評議会は当初、クリオーリョがボナパルト朝支持へと傾くことを懸念していた。1808年7月にボナパルト朝が欽定憲法として公布した「バイヨンヌ憲法」では、スペイン本国とアメリカの間に権利の平等が定められ、アメリカの経済活動にも本国と同様の自由が認められていたからである<sup>52</sup>。しかし、予想に反して、クリオーリョはボナパルト朝の懷柔策になびくことなく、半島の愛国派と同じ統治契約のロジックで、半島と同じ抵抗の姿勢を示した。

例えばチリの市参事会は、「我らはスペイン人であり」、それ故に「比類無き我らが王の統治を求める」と宣言し、カラカスの市参事会は、半島の地方評議会にならって「最高の権力を代表する評議会」の結成を目指した。またメキシコ市参事会は、『七部法典』を引用しながら、「ネイションの合意なしに行われた」フェルナンド7世の王権放棄を無効と宣言したうえで、これを機に「ヌエバ・エスパニャ王国議会」の招集を計画した<sup>53</sup>。

またこの時期すでに一部のクリオーリョは「独立 (independencia)」を叫んでいた。しかし、それはまもなく始まるようなイスパニア王政からの離反ではなく、ボナパルト朝からの独立、あるいは正当性を欠く権威からの独立

49 Martíré, Eduardo., "Proyectos del liberalismo gaditano en los países de América", en *Las Cortes de Castilla y León, 1188-1988, Actas de la tercera etapa del Congreso Científico sobre la Historia de las Cortes de Castilla y León*, (León, del 26 al 30 de septiembre de 1988), Cortes de Castilla y León, 1990, vol.I, p.670.

50 Guerra, F. Xavier, op. cit. (*Modernidad...*), p.135

51 *Ibid.*, pp.146-147.

52 Chust, Manuel, "Las Cortes de Cádiz y la problemática americana", en *Las Cortes de Castilla y León, 1188-1988, Actas de la tercera etapa del Congreso Científico sobre la Historia de las Cortes de Castilla y León*, (León, del 26 al 30 de septiembre de 1988), Cortes de Castilla y León, 1990, vol.I, pp.717-718.

53 *Ibid.*, pp.161-162.

を意味した。フェルナンド7世の王権譲渡とボナパルト朝の成立までのニュースは届いたものの、その後半島各地で祖国防衛の反乱が勃発したことを見たから、クリオーリョは、半島が篡奪王の配下に下ったことと思ふ。それを憂いながら、スペイン王政の一部だけでもフェルナンド王に誓った忠誠を貫く方法を模索したのである。ここに、スペインというネイションを構成する一地域としてのパトリオティズムを見出すことができる<sup>54</sup>。また、最高中央評議会が結成される前、セビーリャ地方評議会が王政内の全地域の統治権を掌握しようと画策した時には、「正当でない権威には従わない。正当性が欠如している権威に対しては独立を宣言する」という態度でセビーリャからの申し入れを拒絶した<sup>55</sup>。

クリオーリョの権利意識から派生する「不当なもの」への反発が最も強くあらわれているのが、1809年11月にサンタ・フェ・デ・ボゴタ市参事会が作成した『不正義に関する建白書（*Memorial de Agravios*）』である。文書作成のきっかけは、前年9月に最高中央評議会が結成されるにあたり、アメリカの代表の必要性が一切議論されなかったことにあった。ボゴタ市のクリオーリョは、これについて「不当である」という見解を示すとともに、「不正義」「不当」の根拠として、彼らの祖先であるコンキスタドールが王と結んだ協約に由来する権利や、スペイン王政を構成する王国（地域政体）としての権利を挙げた。

「我々は、これらの新しい支配地をスペイン王権のために獲得するために血を流した者たちの子、子孫である。…我々は、ドン・ペラヨの子孫たちに受け取らないスペイン人であり、それゆえにネイションの残りの部分（イベリア半島）の諸特権（*las distinciones, privilegios i prerrogativas*）を〔半島と同等に〕享受するに相応しい。…〔半島の住民との間に〕何らかの差異があるとすれば、前述の通り、我らの父が、言葉では言い表せないほどの困難と苦労によって、スペインのために、この新世界を発見し、征服し、植民したということだ」<sup>56</sup>

54 Ibid., p.163.

55 Chust, M., op.cit. ("La vida política"), p.67. 本文の引用は、ブエノス・アイレス市の見解を伝えたセビーリャの新聞記事（1808年12月23日付）からの抜粋である。もっともブエノス・アイレス市はその後最高中央評議会を暫定的政府として受け入れることになる。Guerra, F. Xavier, op. cit. (*Modernidad*), pp.163-164.

56 Torres, C., *Memorial de agravios. Representación del cabildo de Santa Fe a la* ↑

以上のように、ボゴタ市のクリオーリョの権利意識と正義の基準は、スペイン王政の伝統的な統治契約の概念だったといえよう。この文書は結局、最高中央評議会には届けられなかった。しかし、同評議会はすでに1809年1月に「スペインがインディアスに有する広大で貴重な領土は、諸外国の領土のような植民地ではなく、スペイン王国の本質的かつ統合的な一部である」と明言し、アメリカの4つの副王領および5つの軍管区に同評議会への代表権を認める法令を公布していた。スペイン王政の歴史上初めて、インディアスに代表機関への参加を認めた背景には、ボナパルト朝のアメリカ懐柔策への対抗や、戦費を賄うためにはアメリカからの安定した税収が不可欠だったという現実問題があったことは間違いない。しかし、この法令を起草した人物が、同評議会に新たに加わったキンタナだったという事実にも、自由主義革命の進展をうかがうことができる<sup>57</sup>。

### 3) 国民議会の招集決定と代表制度をめぐる議論

さらに最高中央評議会は、同年10月、議会の招集を決定した。第二代議長アストルガ侯爵が発表した声明文には、「我々を苦しめた侵略と現在続行中の戦争は、恥すべき抑圧、そして不当極まりない暴政の結果である」と記されるなど、旧体制への痛烈な批判が込められた。そして、「人民にとっての権利であり、政府にとっての義務」である議会を、「我々の旧来の議会にみられた限定的で排除的」でない形態で開催することを宣言した。旧来の「限定的で排除的」な身分制議会の在り方を否定する態度は、議会開催準備委員会（la Comisión de Cortes）を統括したホベリヤーノスと、事務局筆頭役員（el primer oficial de la Secretaría General）を務めたキンタナの議論の成果だった。ホベリヤーノスは身分制議会の復活を訴えつつ、下院が力を持つイギリスの二院制を支持するなど、歴史的立憲主義の立場の曖昧さを露呈した一方、キンタナは「平民（el pueblo llano）」のみの代表機関の招集を主張したのだった<sup>58</sup>。

このような身分制廃止の暗示には、国民主権の理念が反映されている。しかし、旧制度にみられた排他性は部分的にしか解消されておらず、排除され

→ *Suprema Junta Central de España*, 1809, p.1, cit. por. Guerra, F. Xavier, op. cit. (*Modernidad...*), p.173.

57 Chust, M, op. cit. ("Las Cortes de Cádiz..."), p.718.

58 Guerra, F. Xavier, op. cit. (*Modernidad...*), pp.65-66.

続ける人々の疑問はむしろ膨らんだ。ここに、近代的ネイション、ネイションに存する主権、主権を行使する形式（すわなち代表制）をめぐり、半島のエリートとアメリカのエリートが各々の解釈を主張しあう論戦が幕を開けた。この頃、独立戦争の戦況は、オカーニャの戦いでの敗北（1809年11月19日）以降劣勢を極め、最高中央評議会もアランフェスからセビーリャ、カディスへと移転した。大西洋に面する港町まで追い込まれ、司令塔の機能を果たせなくなった最高中央評議会は、1810年1月29日に自ら解散を宣言し、最高行政組織としての役割と、予定している議会開催の重責を「スペインならびにインディアス摂政会議（el Consejo de Regencia de España e Indias）」に託した。同会議は、第一号法令（1810年2月14日）で、先に予告されていた「国民議会（las Cortes nacionales）」の招集に関連し、海外領土に向けて、「行政区の中心都市（capital cabeza de partido）」から一名ずつ代表者を送るよう通達を出した<sup>59</sup>。こうして、半島の自由主義者とクリオーリョの論戦は、1810年9月24日にカディスで開幕した「臨時王国議会（las Cortes Generales y Extraordinarias）」に舞台を移して展開されることになる。

議長ムニヨス・トレロをはじめ、半島の自由主義の議員は、一般意思の概念で抽象的な主権をイメージしながら、不可分の統一体たるネイション観を主張し、政治的統一性と同時に「ナショナリティー（国民の帰属性）」の一体性を前提とする中央集権的国家の枠組みを目指した。また、代表の選出権ならびに被選出権は、国家の法秩序の中で付与される（本質的に備わっていない）「公共の機能」であるがゆえに、一定の条件（人種も含む）で区別されることも是であるとして、国民と市民の区別を正当化した。そうすることで、インディオやカスター（アフリカ起源の住民）を市民権から排除し、アメリカの代議員の数を一定数以下に抑えようとしたのだった。これに対し、アメリカの代議員は自然権の概念にも影響を受けながら<sup>60</sup>、個人と地域が本質的に有する主権の集合体として国民主権を理解した。全ての国民が市民とし

59 Martiré, E., op. cit. ("Proyección del liberalismo..."), pp.673-674.

60 アメリカの代議員の政治的イデオロギーについて、バレラは、ルソーの人民主権論にインスピレーションを受けつつ、伝統的なインディアス法、後期サラマンカ学派のスコラ学、プーフェンドルフの自然法など、多様な理念の影響がみられることを確認している。Valera Suanzes, Joaquín, "Las Cortes de Cádiz: representación nacional y centralismo", en *Las Cortes de Castilla y León, 1188-1988, Actas de la tercera etapa del Congreso Científico sobre la Historia de las Cortes de Castilla y León*, (León, del 26 al 30 de septiembre de 1988), 1990, vol II, pp.240.

て有する主権は、選挙を通じて代理人に委託されるものであり、この意味において、代議員は市民あるいは市民が帰属する地域（選挙区）の代表である。市民あるいは地域が本質的主権行使するならば、半島とアメリカの代表の数も、白人以外の住民も含む全人口に比例して正当に定められるべきであった<sup>61</sup>。

なお、半島の権威的機関に統治権を委託することを拒絶し、独自の評議会を結成して事実上の独立戦争を開始したカラカスとブエノス・アイレスのクリオーリョも、間接的ながらこの議論に参加したということができる<sup>62</sup>。ブエノス・アイレスのケースでは、半島とインディアスの経済的な主従関係に対する強い不満も離反運動の始動を早めた大きな理由の一つであるが、独立の大義はあくまでも政治的なものだった。1811年に同市で発行された匿名の文書では、摂政会議に対して、人民が取り戻した主権を代表する機関としての正当性が欠如しているという批判が向けられた。また、「ここ〔アメリカ〕では我々の政府がアメリカの人民を代表する。これ以上に公正なことはない」、「我々は、我々のものを建設するという不可侵の権利を有する」という文言にも、統治はあくまでも人民が選出した機関が担うべきであるという信念が貫かれている<sup>63</sup>。これは、「アメリカに関する権限はアメリカの人間に帰属する」という権利意識の表れではないだろうか。

おわりに

1808年、ヨーロッパに生じた特殊な政治状況を背景として、イベリア半

61 詳しくは、拙稿「カディス議会とアメリカ問題」、*Estudios Hispánicos*、大阪大学外国語学部スペイン語部会、第39号、2015年、65-92頁、を参照されたい。

62 カラカスの評議会は1810年4月、ブエノス・アイレスの評議会は翌5月に結成された。ブエノス・アイレスは、スペイン王政がナポレオンに与してイギリスと敵対していた1806年と1807年にイギリス艦隊による侵略の危機に見舞われたが、本国の軍事力を頼ることができなかつたクリオーリョは自ら民兵隊を結成しイギリス海軍と戦った。自らの力で戦いに勝利し祖国を守ったという体験が、1810年以降、彼らを独立運動に驅り立てる原動力となった。Chust, M., op. cit. ("La vida política"), p.52.

63 引用は、1811年にブエノス・アイレスで刊行された *Explicaciones y Reflexiones sobre la última proclama que ha dirigido a la América el Congreso de Regencia, Gobernador de Cádiz y la Isla de León, el 6 de septiembre de 1810*, からの抜粋である。Martiré, E., op. cit. ("Proyección del liberalismo..."), pp.675-678.

島で一つの革命が勃発した。アメリカのクリオーリョの大部分はこれを「スペイン王政の革命」ととらえ、これに参加することで半島人との不当な格差の是正を試みた。一方、一部のクリオーリョの権利要求はもう一つの革命に形をかえ、固有の主権の獲得、すなわち独立を求めて半島の革命に戦いを挑んだ。

本稿では、これらの革命に、政治理念とそれに立脚する権利意識がどのように作用していたのかを解明することを試みた。

第一に明らかになったのは、革命勃発当時まで、近世イスパニア王政の広い範囲で、伝統的な双務的協約の概念が根付いていたことである。この協約関係のなかで、各共同体は、王権に対する忠誠と引き換えに権利が与えられていた。すなわち、近世イスパニア王政における権利あるいは「自由 (las libertades)」とは、共同体に対して王権側から付与された特権だった。また、神に由来する王の権限は人民から委譲されたという想定のもと、共同体には王権を制約する権利があると考えられた。

このような全体像のなかで、クリオーリョに特徴的な権利意識も指摘される。ブルボン王朝が推進する合理化のための諸改革は、クリオーリョの認識においては不当な権利侵害であり、そのような不満を抱えながら、一方では、半島人との権利の平等（具体的には、被代表権の平等）を訴えつつ、他方では「非半島人」あるいは「アメリカのスペイン人」という自己認識を高めたクリオーリョが、祖先であるコンキスタドールと王権が結んだ協約にも依拠しながら、アメリカに固有の権利を優先的に享受する、あるいは独占することの正当性を主張することになる。

スペイン王政全体に話を戻すと、権利要求の根拠に大きな変化が生じたのは1808年のことだった。そのような変化の兆しは、すでにカルロス3世の治世下で改革に取り組む啓蒙派エリートに見られた。彼らは、啓蒙思想から生まれた自由主義的価値観の影響を受けながらも、特権身分の既得権益を無効化するために絶対王政と連携し、またフランス革命後は反動体制の中で歴史的立憲主義の立場をとっていた。しかし、1808年にカルロス4世の反動体制が崩壊し、近代的政治思想が知識人の間に普及したことで、新しい社会を求める気運は徐々に高まった。

そして、国王フェルナンド7世がナポレオンの監視下に置かれ、「至高の権力」が放棄された時、統治契約の概念でもってこの主権を預かるという大義の下に革命が始まった。この頃に、半島ならびにアメリカ各地で市民主導

により行われた莊厳かつ盛大な忠誠宣誓のセレモニーは、王権との協約関係を再確認し、協約の受益者としての立場を明確にする意義があったと思われる。

革命の主体は当初、地方で自然発生した防衛評議会であり、さらに最高中央評議会がスペイン王政全体の主権を預かる体制がとられた。アメリカも、最高中央評議会の権威を受け入れはしたもの、それ以前から、半島と同様の大義を掲げる地方評議会の結成（すなわち、半島とは別に、地域の主権を国王から引き受けけること）が企図されていたのも事実である。また、最高中央評議会に対しても、「アメリカが代表されていない」という欠陥を強く非難する姿勢を見せた。18世紀に見られたような反乱ではなく、政治的理念に立脚した正当な権利の要求という抗議運動は、主権の在り方を問う革命が進行中であるという状況のなかでこそ実行可能だったと言えよう。

そしていよいよ、1810年9月、カディスで史上初の国民議会が招集された。これは、古い王政の枠から抜け出せない暫定的統治機関の権威が失墜したなかで開幕したものだった。そして、この議会で主導権を握ったのは、もはや歴史的立憲主義の仮面をかぶる必要のなくなった自由主義者だった。カディス議会は、国民主権をはじめとする様々な近代的立法を実現していくが、この時初めて代表を派遣する機会を得たクリオーリヨの多くは、この革命に参加することではまずは公正な代表制度の確立を試みた。議会で数的優位に立ったうえで立憲運動をリードし、彼らにとって理想的なネイションと連邦的主権行使のシステムを実現しようとしたのだった。一方、「アメリカで生まれる利益をアメリカ人が享受する権利」を追求すれば、半島人とは別の、固有の主権を勝ち取るしかなかった。ここに、もう一つの革命、独立革命の火ぶたが切られたのだった。

#### 参考文献

##### 史料

*Gazeta de Madrid*, no.120, Madrid, 6. IX. 1808.

#### 刊行資料

Albareda Salvadó, Joaquim, *La Guerra de Sucesión de España (1700-1714)*, Barcelona, 2010.

Chust, Manuel, "Las Cortes de Cádiz y la problemática americana", en *Las Cortes de*

- Castilla y León, 1188-1988, Actas de la tercera etapa del Congreso Científico sobre la Historia de las Cortes de Castilla y León*, (León, del 26 al 30 de septiembre de 1988), Cortes de Castilla y León, 1990, vol.I, pp.713-731.
- “La vida política”, en Chust, Manuel (coord..), *Crisis imperial e independencia*, Tomo 1 de España (dir. por Canal, Jordi), Madrid, 2010, pp.49-106.
- Elliott, John H., *Imperios del mundo Atlántico. España y Gran Bretaña en América (1492-1830)*, Madrid, 2006.
- “Rey y patria en el mundo hispánico”, en Elliott, J. H., *España, Europa y el Mundo de Ultramar (1500-1800)*, Madrid, 2009, pp.231-253.
- Fernández Albaladejo, Pablo, “Pensamiento político. Perfil de una “política” propia”, en F. Albaladejo, P., *Materia de España. Cultura política e identidad en la España moderna*, Madrid, 2007, pp.93-123.
- Flaquer Montequi, Rafael, ““Las Cortes de Cádiz” diez años después : historiografía y balance”, en Artola, Miguel (ed.), *Las Cortes de Cádiz*, Madrid, 2003, pp.249-272.
- García Marín, José María, “La doctrina de la soberanía del monarca (1250-1700)”, en *Fundamentos : Cuadernos monográficos de teoría del Estado, Derecho Público e Historia Constitucional*, Universidad de Oviedo, pp.4-56.
- Guerra, François-Xavier, “Identidad y soberanía : una relación compleja”, en Guerra, F. Xavier (coord..), *Las revoluciones hispánicas : identidades americanas y liberalismo español*, Madrid, 1995, pp.207-242.
- *Modernity and Independence. Essays on the Revolutions in Spain*, Madrid, 2009.
- Herzog, Tamar, “Los americanos frente a la Monarquía. El criollismo y la naturaleza española”, Alvaríño Alvarez-Ossorio, Antonio, García García, Bernardo José (coord.), *La Monarquía de las Naciones. Patria, nación y naturaleza en la Monarquía de España*, Madrid, 2004, pp.77-99.
- Kamen, Henry, *Del Imperio a la Decadencia. Los mitos que forjaron la España Moderna*, Madrid, 2006.
- Lynch, John, “El reformismo borbónico e Hispanoamérica”, en Agustín Guimerá (ed.), *El reformismo borbónico*, Madrid, 1996, pp.37-59.
- Martiré, Eduardo., “Proyectos del liberalismo gaditano en los países de América”, en *Las Cortes de Castilla y León, 1188-1988, Actas de la tercera etapa del Congreso Científico sobre la Historia de las Cortes de Castilla y León*, (León, del 26 al 30 de septiembre de 1988), Cortes de Castilla y León, 1990, vol.I, pp.713-731.

## 近世末期スペインにおける共同体の権利意識（中本）

- embre de 1988), *Cortes de Castilla y León*, 1990, vol.I, pp.663-703.
- McFarlane, Anthony, "Identity, Enlightenment and Political Dissent in Late Colonial Spanish América", en *Transactions of the Royal Historical Society*, Vol.8 (1998), pp.309-335.
- Rinke, Stefan, *Las Revoluciones en América Latina. Las vías a la independencia (1760-1830)*, México, 2011.
- Valera Suanzes, Joaquín, "Las Cortes de Cádiz: representación nacional y centralismo", en *Las Cortes de Castilla y León, 1188-1988, Actas de la tercera etapa del Congreso Científico sobre la Historia de las Cortes de Castilla y León*, (León, del 26 al 30 de septiembre de 1988), 1990, vol II, pp.217-246.
- 大内一, 「トラスタマラ内戦とカスティーリヤ王権－ペドロ1世の〈暴君〉像の形成とエンリケ2世の即位の正当性をめぐって」, en *Estudios Hispánicos*, 大阪外国語大学スペイン・イスパノアメリカ研究室, 第20号, 1996年, 171-193頁.
- 中本香, 「カディス議会とアメリカ問題」, *Estudios Hispánicos*, 大阪大学外国語学部スペイン語部会, 第39号, 2015年, 65-92頁.
- 「スペイン継承戦争にみる複合君主政－小さな政体・大きな政体－」, 古谷大輔、近藤和彦編, 『礫岩のようなヨーロッパ』, 山川出版社, 2016年, 192-209頁.
- ホセ・ヨンバルト, 桑原武夫, 『人民主権思想の原点とその展開－スアレスの契約論を中心として』, 成文堂, 1985年.